

北上市告示乙第3号

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月9日

北上市長 八重樫 浩 文

1 施設の名称

- (1) 北上市北部交流館
- (2) 村崎野勤労者体育館
- (3) 北上市民藤沢広場
- (4) 北上市民成田スポーツ交流館
- (5) 北上市民黒沢尻体育館

2 指定管理者

北上市村崎野15地割312番地8

株式会社小原建設

代表取締役 小 原 学

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで